

# 総合支援資金特例貸付の 3 か月を超える貸付

この特例貸付は 3 か月を原則に借入申込みを受け付けていますが、下記対象に該当する場合は、貸付期間を延長できる場合があります。

なお、詳細等についてはお住いの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

## <対象>

1. 総合支援資金特例貸付が決定している借受人がいる世帯で、借入理由となった世帯員が、貸付期間の 3 月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
2. 上記世帯員が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(以下、「自立相談支援機関」)による支援を継続的に受けること。
3. 令和 3 年 3 月末までに初回貸付を申請した者。

また、申請にあたって必要な提出及び確認書類は次の通りです。市町村社会福祉協議会の窓口にてご記入、提出をお願いします。

## <提出書類>

1. 「総合支援資金特例貸付借入申込書【延長】」
  - ・延長を希望する理由及び貸付金の使途を具体的に記載してください。
2. 「総合支援資金借用書【延長】」
  - ・借入期間は、申込書の内容を確認のうえ窓口の担当者が記入します。
3. 「生活福祉資金貸付決定通知書」(総合支援資金)
  - ・紛失された方は、本会に再発行を依頼してください。再発行された同通知書を添付してください。
4. 自立相談支援機関の「相談受付・申込票」(写) 若しくは「状況確認シート」
  - ・自立相談支援機関の利用に関する申込みが必要です。本人が署名、押印した申込票を添付してください。

## <確認(提示)書類等>

1. 身分証明書
  - ・申込者が本人であることを確認するため提示をお願いします。(顔写真添付の証明書)
2. 通帳
  - ・初回貸付期間中(貸付金入金から 3 か月間)の通帳